

## 西会津町指名競争入札に係る郵便入札心得

### (目的)

第1条 西会津町が発注する建設工事並びに測量、調査及び設計業務(以下「工事等」という。)の指名競争入札うち郵便による入札が実施される工事等の入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

### (入札の方法等)

第2条 入札参加者は、西会津町工事請負契約約款、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書及び見積内訳書(以下「入札書等」という。)を一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により配達日を指定し郵送しなければならない。

3 前項の方法以外の方法により提出された入札書等は、無効とする。

4 入札参加者は、入札書等を次の方法により郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書及び見積内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事等番号、工事等名、工事等箇所及び開札日を記入すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事等番号、工事等名、工事等箇所、開札日、担当者、担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)及び入札書等在中の旨を記載すること。

5 入札参加者は、一度提出された入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

### (入札を無効とする申出)

第3条 入札参加者は、入札書等を郵送した日から開札日前日(その日が休日にあたるときはその前日)までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、郵送した入札書等を無効とする申出をすることができる。

### (公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

### (開札)

第5条 開札は、指名通知に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、第3項の職員がくじを引き、順位を決定するものとする。

5 開札があったときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効の入札を行った者があった場合には、当該入札者名を読み上げるものとする。

6 前項の確認を行った後、無効の入札を除き最低価格から入札金額及び入札参加者名を読み上げるものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低入札価格が入札予定価格を下回っている場合は、直ちに落札者と決定するものとする。

2 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知するものとする。

3 落札者以外の入札参加者への落札者決定の通知は、入札結果の公表をもってこれに代えるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号いずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 第2条第2項に規定する以外の方法により提出された入札書

(2) 指名通知に示す指定日以外の日に着した入札書

(3) 外封筒のあて先が指名通知と一致しない入札書

(4) 外封筒に商号又は名称が記載されていない入札書

(5) 外封筒に工事等番号、工事等名、工事等箇所、開札日のいずれかが指名通知と一致しない又は未記載で意思表示が明確でない入札書

(6) 外封筒の標記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書

(8) 見積内訳書を提出しない者が入札した入札書

(9) 中封筒がない入札書

(10) 中封筒に商号又は名称が記載されていない入札書

(11) 中封筒に工事等番号、工事等名、工事等箇所、開札日のいずれかが指名通知と一致しない又は未記載で意思表示が明確でない入札書

(12) 金額の記入がない入札書

(13) 金額を訂正した入札書

(14) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

(15) 入札書の工事等名、工事等番号、工事等箇所のいずれかが指名通知と一致しない又は記載されていない入札書

(16) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(17) 見積内訳書の工事等番号、工事等名のいずれかが指名通知と一致しない又は記載されていない場合における入札書

(18) 見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書

(19) 談合の事実が確認された場合の入札書

(21) 上記(1)から(20)に掲げるもののほか、指名通知、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(契約保証金等)

第7条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる

(契約書等の提出)

第8条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札者は、その効力を失う。

(質問及び異議の申立て)

第9条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書等の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成19年6月20日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。